

## 農作業事故に遭わないために

### 作業機付きトラクターの公道走行について

ロータリー等の※直装型作業機を装着した状態のトラクターが、主に4つのチェックポイントを満たした場合に、公道走行が可能となります。そのポイントは、灯火器類・車両幅・最高速度・運転免許です。

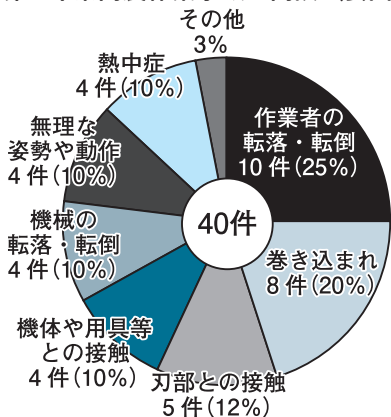
※直装型作業機…けん引タイプではない、ロータリー・ハロー・直装式ブームスプレーヤー・播種機等のトラクターに直接装着する作業機

また、トラクターがけん引する農作業用トレーラーについても、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車として指定され、一定の条件を満たした場合に、公道走行が認められることになりました。詳しくは、お近くの農機販売店・地方運輸局・地方農政局・(一社)日本農業機械工業会にご確認ください。

## 農作業事故の実態

埼玉県では、年に40件前後の農作業事故が発生しています。そのうち、農業機械に係る事故が6割以上と最も多くなっています。平成30年の農作業事故は40件あり、うち死亡事故は5件でした。死亡事故の主な要因は、ロータリーへの巻き込まれ、トラクターの横転・熱中症等でした。また、全国では毎年300人以上が農作業中の事故で亡くなっています。これは、一般交通事故の約6倍、建設業の約3倍になります。

平成30年県内農作業事故の内訳 (要因別)



(埼玉県農林部農業支援課調べ)

## 事故に遭わないためのポイント

### 1. 機械の詰まり除去、清掃時は必ずエンジン停止

エンジンを動かしたまま、機械の詰まりを除去しようとした等により、死亡・負傷する事故が、毎年多数発生しています。ほんの少しの間でも、必ずエンジンを停止させましょう。また、停止後も、刃の回転がないか確認しましょう。

### 2. 安全キャブやフレーム付きのトラクターを使用する

畑から退出時にトラクターが横転、下敷きになり死亡した県内の死亡事例があります。安全キャブ・フレーム及びシートベルト着用で身を守りましょう。安全キャブ・フレームがない場合、後付けを検討しましょう。

### 3. 作業環境を確認し、危険性に配慮する

ほ場の出入り時の傾斜や、ほ場の端から法面に転落する場合があります。路肩が明確になるように農道脇の草刈りを行い、危険な場

### 4. 道路走行時ブレーキペダルを連結

ブレーキ連結をしていないと、ブレーキを踏んだ時に急旋回して転落、横転する事故につながる恐れがあります。道路走行時は必ず左右のブレーキを連結しましょう。

### 5. 低速車マークや反射板を付ける

公道での一般車両との接触・追突事故を防ぐためには、周囲に気付いてもらうことが大切です。公道走行ルールに従い、後続車から見えやすい位置に「低速車マーク」や「反射板」を取り付けましょう。

### 6. 機械の点検・整備

日常点検に加え、整備工場での定期点検も実施しましょう。

### 7. 万が一に備えて

短時間の外出であっても、必ず携帯電話を持参するようにしましょう。また、労災保険に加入しましょう。

